

1 平成27年第2回越知町議会臨時会 会議録

平成27年4月20日 越知町議会（臨時会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開議日 平成27年4月20日（月）

2. 出席議員（9人）

1番 小田 範博	2番 武智 龍	3番 市原 静子	4番 高橋 丈一	5番 斎藤 政広
6番 岡林 学	7番 山橋 正男	8番 欠 員	9番 西川 晃	10番 寺村 晃幸

3. 欠席議員 なし

4. 事務局職員出席者

事務局長 岡林 直久	書記 箭野 理佳
------------	----------

5. 説明のため出席した者

町 長 小田 保行	副町長 國貞 誠志	総務課長 織田 誠	企画課長 中内 利幸
住民課長 西川 光一	税務課長 片岡 洋一	建設課長 前田 桂蔵	環境水道課長 北添 太三

6. 議事日程

第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告

- 第 4 承認第 1号 専決処分（第1号）の報告承認について
- 第 5 承認第 2号 専決処分（第3号）の報告承認について
- 第 6 承認第 3号 専決処分（第5号）の報告承認について
- 第 7 承認第 4号 専決処分（第6号）の報告承認について
- 第 8 承認第 5号 専決処分（第7号）の報告承認について
- 第 9 報告第 1号 専決処分（第2号）の報告について
- 第10 報告第 2号 専決処分（第4号）の報告について
- 第11 高吾北広域町村事務組合議員の欠員の補充について
- 第12 越知町農業委員会委員の推薦について

開 会 午後 1時28分

議 長（斎藤政広君）本日は臨時会の応召ご苦労さまです。

開会に先立ちまして、去る3月24日にご逝去されました、故片岡清則議員のご冥福をお祈りするため、謹んで黙とうを捧げたいと思います。
ご一同ご起立をお願いします。黙とう。

黙とうを終わります。改めて片岡清則議員のご冥福をお祈りいたします。お座りください。

次に、本年度、緑のふるさと協力隊として着任しました重松恵さんからご挨拶をいただきます。重松恵さんお願いいたします。

（重松恵さん）みなさんはじめまして、今年度、緑のふるさと協力隊として1年間お世話になります重松恵と申します。よろしくお願いいたします。

議 長（斎藤政広君）どうぞ頑張ってください。どうもありがとうございました。

なお、4月から新しい課長さんが2人できておりますけれども、執行者も全員そろった6月定例会でご挨拶をいただくようにいたします。

本日の出席議員数は9人です。定足数に達しておりますので、ただ今から平成27年第2回越知町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（斎藤政広君）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第126条の規定により、1番、小田範博議員、7番、山橋正男議員を指名します。

会期の決定

議長（斎藤政広君）日程第2 会期の決定の件を議題とします。本臨時会の会期を、本日1日とすることにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）。異議なしと認めます。本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

諸般の報告

議長（斎藤政広君）日程第3 諸般の報告を行います。

片岡清則議員の死去に伴い、欠員となった各委員会委員の指名を本日付けで行いました。

総務教育常任委員に、1番、小田範博議員、議会運営委員に3番、市原静子議員をそれぞれ指名しました。

また本日、総務教育常任委員長に、4番、高橋丈一議員が、副委員長に、1番、小田範博議員が互選されましたので、ご報告します。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（斎藤政広君）日程第4 承認第1号 専決処分（第1号）の報告承認についてから、日程第10 報告第2号 専決処分（第4号）の報告承認についてまでの7件を一括議題とします。執行者から提案理由を求めます。町長、小田保行君。

町長（小田保行君）議長のお許しをいただきましたので、平成27年4月臨時議会の提案説明をさせていただきます。本日の臨時議会に報告承認案件とさせていただきます付議事件は、承認が5件、報告が2件となっております。

承認第1号 専決処分第1号の報告承認につきましては、越知町課設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。内容は、産業建設課を産業課と建設課に分割する機構改革の実施のために、越知町課設置条例の一部を改正する条例を本年3月定例会に提案し、3月17日に議決をいただき、3月19日に交付しておりましたが、その後、産業課と建設課との事務分掌協議におきまして、林業施策について建設課の事務分掌とすることが業務推進において効率的と判断しましたので、3月24日に越知町課設置条例の一部を改正する条例（平成27年越知町条例第14号）の産業建設課の項の改正規定を一部改正したものであります。

承認第2号 専決処分第3号の報告承認につきましては、越知町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。これは、平成27年3月18日に高知県重度心身障害児・者医療費助成実施要綱が一部改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、対応する条文を一部改正したものであります。

承認第3号 専決処分第5号の報告承認につきましては、越知町税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。これは、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、原則として平成27年4月1日から施行されることに伴い、対応する条文を一部改正したものであります。

承認第4号 専決処分第6号の報告承認につきましては、越知町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。これは、地方税法施行例の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、対応する条文を一部改正したものであります。

承認第5号 専決処分第7号の報告承認につきましては、平成26年度越知町一般会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。内容は、平成26年度の地方交付税等歳入の最終額が確定したことに伴い、財源調整の結果、ふるさと応援基金元金積立に284万円を追加補正しまして、総額を49億1,349万6千円とするものであります。

報告第1号 専決処分第2号の報告につきましては、本村簡易水道（宮地下地区）施設整備事業の契約金額を300万5,640円減額し、1億213万9,920円とし、平成27年3月24日に専決により契約変更したものであります。

報告第2号 専決処分第4号の報告につきましては、林屋敷団地（仮称）建築工事の契約金額を87万3,720円増額し、8億6,135万2,920円とし、平成26年3月27日に専決により契約変更したものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

議長（斎藤政広君）続いて、補足説明は休憩で行います。休憩します。

休 憩 午後 1時39分

再 開 午後 1時51分

議長（斎藤政広君）再開します。以上で提案理由の説明を終わります。

議 案 質 疑

議長（斎藤政広君）質疑に入ります。質疑はありませんか。2番、武智議員。

2番（武智龍君）承認第1号の課設置条例の改正理由がここに説明文がありますけど、もうちょっと納得できるような議論の過程を説明していただけますか。3行、4行目あたりには建設課と話した結果、林業は建設課にすることが効率的と判断したとあるが、どういう点で効率的になったかということ。

議長（斎藤政広君）國貞副町長、答弁。

副町長（國貞誠志君）武智議員にご答弁申し上げます。これはですね、従前は林業の分野というものは、計画の部分が一定産業課の、今現在の産業課の部分にございまして、林道の工事の施工あるいはですね、その路線の計画の部分については建設課、現在の建設課のほうで実施をしておりました。ですが、その林道の林業全般の計画の中で施業等の計画も含めましてですね、やはりその搬出のための路線の計画、そういったものもですね複合的にトータルで計画をしていく必要があると、現在は別、今度課を割るにあたっては別々に、今までは同じ産業建設課の中にございましたけ

れども、今回、課を割ってですね、事務を分掌するにあたりまして、各々の課にその両面があるというのは非常に効率が悪いということが主だった理由でございます。今回その部分を、事務の双方の建設課と産業課の事務量の部分も加味をいたしまして建設課のほうに所管をさせるという判断をいたしましたものでございます。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）もう1回再質問。産業振興の計画なんかもこれから立てないかんですよ。地方創生でも入ってくると思うし、長期計画な総合振興計画でも立てると思うし。その時に産業、林業のその物、木材を販売する、してその経済を活性化させるという点では、産業の部類に入ると思うんですけど、それを出すのに道路があると。これはまあ土木工事やから建設に入るかもしれないんですが、元の計画を立てるのも産業から取り外して建設がやるのが望ましい、あえて望ましいわけですか。僕はどっちかというとな産業課の中でそれを立てて、ここの部分を建設でやったらえいんじゃないかと、ここは建設でやってくれという、その道路の工事部門、というふうのほうが産業振興面ではもっと充実すると思います。前から言いゆように横串を指して連絡を取りゃあそれでもかまんにはかまんですが、基本の考え方は産業課が持つべきやと私は思いますが。

議長（斎藤政広君）國貞副町長。

副町長（國貞誠志君）そしたら答弁をさせていただきます。そこらへんの話もですね、今議員さんがおっしゃられた部分もですね、十分検討をいたしました。ですが、今回ですね、農業分野につきまして非常に課題も多くですね、様々な取り組みもしていかなければならない中でですね、私、産業建設課長を務めておったときにもですね、この部分については当時の産業部門からですね建設部門に移したほうが効率的にいくと判断をいたしておりました。おっしゃられたように今回の地方創生に関しても、取りようによってはですね、もちろん議員のおっしゃるように産業部分の計画というものはですね、やはり産業課持っているほうがいいといった側面もあるかとは思いますが、そういった総合的なですね、事務量、あるいはその林業分野の現在のその仕事ですね重点、重点といいますか必要な部分のその割り振りですね、そちらのほうでやはり建設課のほうに比重があるという判断もいたしております。もちろんですね、それは産業課とは十分に連携を取りながらですね、横串を指してしっかりと進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）他にありませんか。7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）補正予算についてお聞きします。説明を受けましたが、一補事4ページでございます。第9款の地方交付税、21億9,066万円でございますけど、最終とお聞きしましたけど、これ前年度と比較してどのようになっていますか。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）山橋議員にお答えします。まず、平成25年度の地方交付税の総額が、22億548万7千円です。で、本年度は先ほど申し上げましたように、21億9,066万円で、対前年よりマイナス1,482万7千円、率にして0.67%下がっております。以上です。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）報告第2号 専決第4号についてお聞きします。最終で8億6,135万2,920円が最終の金額という説明を受けたわけですが、この林屋敷の団地につきましては請負の金額が、あの請負の契約が何回かわわっておりますけど、最初、26年3月12日最初の金額の請負金額はいくらでしたか。それと、今回までに何回の変更がありましたか。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）まず、最初の金額がいくらであったかということでございますが、当初が7億7,630万4千円でございます。1回目の変更を26年の6月17日に議決をいただいております、変更後の金額が8億6,034万7,440円に変更額が8,404万3,440円の議決をいただいているところでございます。第2回変更が11月の19日に変更後の額が、8億6,047万9,200円で13万1,760円の増で12月に報告させていただいたところでございます。そして、今回の変更となります。今回が87万3,720円で、変更後の金額が8億6,135万2,920円、最終変更となっております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討 論・採 決

議長（斎藤政広君）討論・採決を行います。

承認第1号 専決処分（第1号）の報告承認について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって、本案は承認されました。

承認第2号 専決処分（第3号）の報告承認について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は承認されました。

承認第3号 専決処分（第5号）の報告承認について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は承認されました。

承認第4号 専決処分（第6号）の報告承認について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は承認されました。

承認第5号 専決処分（第7号）の報告承認について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は承認されました。

以上で、提案をされた執行者からの承認は終わりますが、報告第1号、報告2号は議決事件ではありませんので申し添えます。ここで、若干の間休憩をします。執行部はご苦労さまでした。

休 憩 午後 2時04分

再 開 午後 2時05分

高吾北広域町村事務組合議員の欠員の補充

議 長（斎藤政広君）再開します。日程第11 高吾北広域町村事務組合議員の欠員の補充についてを議題とします。

補充のための選挙をする組合議員は1人です。

お諮りします。選挙は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）。異議なしと認めます。選挙の方法は指名推薦と決定しました。

お諮りします。指名推薦は、議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)。異議なしと認めます。指名推薦は、議長において指名することに決定しました。

高吾北広域町村事務組合議員に、6番、岡林学議員を指名します。

お諮りします。ただ今、指名しました6番、岡林学議員を、高吾北広域町村事務組合議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)。異議なしと認めます。

したがって、6番、岡林学議員を高吾北広域町村事務組合議員に当選しましたので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。どうぞよろしくお願ひします。

以上で、高吾北広域町村事務組合議員の選挙を終了します。

越知町農業委員会委員の推薦

議長(斎藤政広君) 日程第12 越知町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

推薦する農業委員は1人です。

この1人については、議長において指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)。ご異議なしと認めます。農業委員の議会推薦は議長が指名することに決定しました。

議会推薦の農業委員は、お手元に配布のとおり、齋藤俊彦氏を指名します。

お諮りします。齋藤俊彦氏を農業委員として議会推薦することに賛成の方は挙手を願います。

挙手全員です。よって、齋藤俊彦氏を推薦することに決定しました。

以上で、農業委員会委員の推薦を終了します。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。これにて、平成27年第2回越知町議会臨時会を閉会いたします。本日は、これにて散会します。ご苦労さまでした。

閉 会 午後 2時07分

上記の会議録の次第は議会事務局職員の記載したもので、その正確であることを証明するためにここに署名する。

越知町議会議長

越知町議会議員

越知町議会議員